



中小企業が機械装置を取得した場合の固定資産税(償却資産税)が減税になります！

中小企業の生産性を高めるための中小企業等経営強化法が平成28年5月24日の衆院本会議で可決、成立し、以下の要件を満たす場合に減税を受けることが可能になります。黒字企業はもちろん、要件に当てはまれば赤字企業も大きな減税効果が期待されます。

※償却資産税とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業の用に供することができる機械などに課される税金です。対象となる資産は、事業の用途に使用する固定資産で土地及び家屋は対象となりません。また自動車税の対象となる車両も除外され、具体的にはパソコンや応接セット、機械装置などが償却資産税の対象となります。

固定資産税（償却資産税）減税の対象となる機械装置は以下のとおりです

- ① 160万以上の新品の機械装置が対象（平成28年7月1日以降に取得した資産に限ります。）
- ② 生産性が年1%以上向上する設備等（10年以内に販売開始されたものに限ります。）

適用要件は以下のとおりです

- ① 中小企業者（資本金一億円以下、大企業の子会社を除く）が対象
- ② 工業会の証明書を取得すること（上記の対象となる機械装置について発行を受けます）
- ③ 経営力向上計画書（税理士の証明は不要）を作成・申請し、受理されること
- ④ 機械装置取得後に上記計画書を提出する場合は、取得日から60日以内に受理されること（年末までに計画が認定されない場合は下記の減税期間が2年になります）
- ⑤ 1月末の償却資産税の申告時に工業会の証明書と計画の認定書を添付すること

要件を満たせば、固定資産税（償却資産税）が3年間半額になります！

※ この税制は「機械装置」に限定されているため、「医療機器」については器具備品に該当し、適用除外となります。



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation



経営力向上計画書とは？

- 人材育成、IT管理等の~~マ~~以外の向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。具体的には、現状認識、目標、取組内容等を記載する実質2枚の様式により策定します。
- 税理士等の証明は必要としません。
- 適用を受ける場合には、事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にとりあって計画を提出し認定を受けます。
- 郵送でも可能です。

生産性向上設備投資促進税制に該当する資産について

- 本規定は、生産性向上設備投資促進税制のように幅広い設備が対象になるのではなく、機械装置のみが対象になります。
- 機械装置であり、両方の要件（本規定及び生産性向上設備）を満たすのであれば生産性向上設備投資促進税制の規定を適用することも可能です。
- 生産性向上設備投資促進税制のA類型の規定では最新モデルである必要がありますが、本規定では10年以内に販売開始されたものであれば最新モデルである必要はありません。

経営力向上計画書を作成することで以下のような固定資産税の軽減以外の措置を受けることができます

- ① 商工中金による低利融資・・経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により低利融資を受けられる。
- ② 中小企業信用保険法の特例・・中小企業者は経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。
※新事業活動に該当する事業に限ります。
- ③ 日本政策金融公庫のによる~~ス~~貸付・クレジット・・経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務保証を受けられる。